

あきた

発行所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

印刷所 秋田市旭北錦町3番50号
株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

規 則

- 秋田市行政組織規則の一部を改正する規則（第23号）…………… 2
- 秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第24号）…………… 2
- 秋田市職員懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則（第25号）…………… 2
- 秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則（第26号）…………… 2
- 老人福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則（第27号）…………… 2
- 秋田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則（第28号）…………… 3
- 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則および知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（第29号）…………… 3
- 保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則（第30号）…………… 4

公 平 委 規 則

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（第2号）…………… 4

告 示

- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第163号）…………… 4
- 地籍調査事業の実施について（第164号）…………… 4
- 地籍調査事業の実施について（第165号）…………… 4
- 道路の管理に関する協定の変更について（第166号）…………… 4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第167号）…………… 5
- 指定地域密着型サービス事業者および指定居宅介護支援事業者の指定について（第168号）…………… 5
- 指定管理者の告示事項の変更について（第169号）…………… 5
- 平成30年度介護保険料納入通知書の公示送達について（第170号）…………… 6
- 平成30年度介護保険料督促状の公示送達について（第171号）…………… 6
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第172号）…………… 6
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第173号）…………… 6
- 秋田市告示第79号の訂正について（第174号）…………… 6
- 指定管理者の告示事項の変更について（第175号）…………… 7
- 平成29年度および平成30年度国民健康保険税納税通知書の公示

- 送達について（第176号）…………… 7
- 平成30年度固定資産税納税通知書の公示送達について（第177号）…………… 7
- 指定地域密着型サービス事業者の指定について（第178号）…………… 7
- 発令した避難勧告の解除について（第179号）…………… 7
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第180号）…………… 8
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、変更および廃止について（第181号）…………… 8
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について（第182号）…………… 8
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第183号）…………… 8
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第184号）…………… 9
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第185号）…………… 9
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第186号）…………… 9
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第187号）…………… 9
- 道路の区域変更および供用開始について（第188号）……………10
- 身体障害者福祉法による医師の指定辞退について（第189号）……………10
- 秋田市職員録の販売および販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第190号）……………11
- 秋田市議会定例会の招集について（第191号）……………11
- 平成30年の特定計量器定期検査の実施について（第192号）……………11
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第193号）……………11

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第8号）……………11
- 秋田市立小、中学校通学区域の一部改正について（第9号）……………12

選 管 告 示

- 河辺土地改良区総代の任期満了による総選挙について（第3号）……………12
- 平成30年5月17日執行の河辺土地改良区総代総選挙において、当選した者の住所および氏名について（第4号）……………12
- 平成30年5月17日執行の河辺土地改良区総代総選挙における当選人の住所および氏名について（第5号）……………13

河 選 挙 長 告 示

- 平成30年5月17日執行の河辺土地改良区総代総選挙における候補者の届出について（第2号）……………13
- 平成30年5月17日執行の河辺土地改良区総代総選挙について（第3号）……………15

○平成30年5月17日執行の河辺土地改良区総代総選挙における選挙会の場所および日時について（第4号）……………15

農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について（第5号）……………15

監 査 委 告 示

○包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について（第1号）……………15

上 下 水 道 局 告 示

○公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第9号）……………15

○秋田市上下水道局告示第7号の訂正について（第10号）……………15

○指定排水設備工事業者の廃止について（第11号）……………15

消 防 本 部 告 示

○指定催しの指定について（第1号）……………16

○指定催しの指定について（第2号）……………16

○指定催しの指定について（第3号）……………16

公 告

○差押財産の公売について……………16

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について……………17

○予防接種法による定期予防接種について……………17

○秋田農業振興地域整備計画の変更による農業振興地域整備計画書の縦覧について……………20

○農用地利用集積計画の縦覧について……………20

○公募型プロポーザルの実施について……………20

選 管 公 告

○平成29年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況について……………21

上 下 水 道 局 公 告

○受益者負担金の賦課対象区域について……………24

規 則

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年5月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第23号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項第66号中「および上新城地区コミュニティセンター」を「、上新城地区コミュニティセンターおよび飯島南地区コミュニティセンター」に改める。

附 則

この規則は、平成30年6月25日から施行する。

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年5月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第24号

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年秋田市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第7条および第27条中「第1条の2の6」を「第1条の2の9」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市職員懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年5月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第25号

秋田市職員懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則

秋田市職員懲戒審査委員会規則（昭和22年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第17条第3項」を「第16条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年5月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第26号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第24条中「ホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。

老人福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年5月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第27号

老人福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「第24項」を「第25項」に改める。

- (1) 老人福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第16号）別表第2の備考の2の(2)
- (2) 秋田市助産施設負担金徴収規則（昭和63年秋田市規則第17号）別表の備考の2の(2)
- (3) 秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則（昭和63年秋田市規則第18号）別表の備考の2の(2)
- (4) 秋田市児童福祉法施行細則（平成9年秋田市規則第30号）別表第1の備考の2の(2)および別表第2の備考の6の(2)

(5) 母子保健法による費用の徴収に関する規則（平成9年秋田市規則第33号）別表の備考の2の(2)

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(老人福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 改正後の老人福祉法による費用の徴収に関する規則別表第2の備考の2の(2)の規定は、平成29年分の所得税の額の計算に係る徴収すべき費用の額の算定から適用し、平成28年分までの所得税の額の計算に係る徴収すべき費用の額の算定については、なお従前の例による。
(秋田市助産施設負担金徴収規則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 改正後の秋田市助産施設負担金徴収規則別表の備考の2の(2)の規定は、平成29年分の所得税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成28年分までの所得税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。
(秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 改正後の秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則別表の備考の2の(2)の規定は、平成29年分の所得税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成28年分までの所得税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。
(秋田市児童福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 5 改正後の秋田市児童福祉法施行細則別表第1の備考の2の(2)および別表第2の備考の6の(2)の規定は、平成29年分の所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額ならびに徴収額の算定から適用し、平成28年分までの所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額ならびに徴収額の算定については、なお従前の例による。
(母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 6 改正後の母子保健法による費用の徴収に関する規則別表の備考の2の(2)の規定は、平成29年分の所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定から適用し、平成28年分までの所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定については、なお従前の例による。

秋田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年5月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第28号

秋田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

秋田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第65条の9の2第1項」の次に「又は第3項」を加える。

第15条の表第1号中「および省令第34条の3第1項」を「、省令第34条の3第1項および省令第34条の31第1項」に改め、同表第5号中「第22条第8項」の次に「および法第51条の7第8項」を加え、「障害福祉サービス受給者証」を「障害福祉サービス等受給者証」に改め、同表中第31号を第33号とし、第19号から第30

号までを2号ずつ繰り下げ、第18号を第19号とし、同号の次に次のように加える。

(20)	第7条	高額障害福祉サービス等給付費支給 (不支給) 決定通知書
------	-----	---------------------------------

第15条の表第17号の次に次のように加える。

(18)	省令第65条の9 の2第3項	高額障害福祉サービス等給付費支給 申請書
------	-------------------	-------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則および知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年5月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第29号

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則および知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

(身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正)

第1条 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「同条第15項」を「同条第17項」に改める。

別表第2の備考の4の(2)中「第24項」を「第25項」に改める。

(知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正)

第2条 知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「同条第15項」を「同条第17項」に改める。

別表第2の備考の4の(2)中「第24項」を「第25項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則別表第2の備考の4の(2)の規定は、平成29年分の所得税の額の計算に係る費用の額の算定から適用し、平成28年分までの所得税の額の計算に係る費用の額の算定については、なお従前の例による。
(知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則別表第2の備考の4の(2)の規定は、平成29年分の所得税の額の計算に係る費用の額の算定から適用し、平成28年分までの所得税の額の計算に係る費用の額の算定については、なお従前の例による。

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年5月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第30号

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

保健所長に対する事務委任に関する規則（平成9年秋田市規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第15項第5号を削り、同項第6号中「第7条第1項」の次に「および第2項」を加え、同号を同項第5号とし、同項第7号中「営業者」を「営業者等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とする。

附 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。

公平委規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年5月15日

秋田市公平委員会

委員長職務代理者 檜 森 利 光

秋田市公平委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年秋田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の補助機関の項所属機関の項中

動物園 事務長 副参事 を

動物園 事務長 副参事 園長補佐 に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第163号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成30年5月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称 瑞穂町内会
2 認可年月日 平成8年10月18日
3 変更があった事項およびその内容 代表者の氏名及び住所
変更前 京 野 郁 朗 秋田市仁井田栄町15番3号
変更後 山 本 久 雄 秋田市仁井田栄町12番16号
4 変更年月日 平成30年4月15日

- 5 変更の理由 役員改選による

秋田市告示第164号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づく、秋田県知事の平成30年度地籍調査に関する事業計画の決定を受け、地籍調査事業を実施するので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

平成30年5月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 事業計画が告示された年月日 平成30年5月1日 秋田県告示第266号
2 調査を実施するものの名称 秋田市
3 調査地区 (1) 地積測定・地籍簿および原図作成地区 秋田市雄和平尾鳥字中谷地の一部 秋田市雄和平尾鳥字長滝の一部 (2) 地籍測量・一筆地調査地区 秋田市雄和平尾鳥字長滝の一部
4 調査期間 平成30年5月1日から平成31年3月31日まで

秋田市告示第165号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づく、秋田県知事の平成30年度地籍調査に関する事業計画の決定を受け、地籍調査事業を実施するので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

平成30年5月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 事業計画が告示された年月日 平成30年5月1日 秋田県告示第266号
2 調査を実施するものの名称 秋田市
3 調査地区 地籍測量・一筆地調査地区 秋田市飯島字古道、字古道下川端、川端二丁目の各一部
4 調査期間 平成30年5月1日から平成31年3月31日まで

秋田市告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第47条の8第1項の規定に基づき、道路の区域を立体的区域とした道路の管理の方法について協議が成立し、変更協定を締結したので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成30年5月7日

秋田市長 穂 積 志

1 市道の路線名、区間および延長ならびに幅員

整理番号	路線名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
21006	秋田駅東西歩道橋線	榎山字長沼218番1地先	250.36	4.70 ～ 9.30
		東通仲町454番1地先		
41293	土崎駅東西歩道橋線	土崎港北一丁目87番8地先	132.18	4.85 ～ 6.30
		土崎港中央六丁目387番1地先		
60352	横長根水垂線	下浜羽川字水垂92番9地先	518.00	3.30 ～ 8.00
		下浜羽川字下野1番3地先		
90492	追分駅東西歩道橋線	金足追分字海老穴256番4地先	119.25	4.10
		金足追分字海老穴257番4地先		

2 協定の目的となる建物、区間および延長ならびに幅員

建 物 名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
	終 点		
秋田駅東西歩道橋	榎山字長沼218番1地先	82.00	6.70 ～ 8.00
	東通仲町454番1地先		
土崎駅東西歩道橋	土崎港北一丁目87番8地先	46.80	4.85 ～ 6.30
	土崎港中央六丁目387番1地先		
下浜駅東西歩道橋 (自由通路)	下浜羽川字横長根32番61地先	55.20	3.30 ～ 8.00
	下浜羽川字下野1番3地先		
追分駅自由通路	金足追分字海老穴256番4地先	50.60	4.10
	金足追分字海老穴257番4地先		

3 成立した協議の内容

変更協定書のとおり

「変更協定書」は省略し、秋田市建設部建設総務課内に備え置いて、告示日から2週間縦覧に供する。

4 縦覧期間

平成30年5月7日から同月24日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第167号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成30年5月7日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

秋田市御所野元町四丁目町内会

2 認可年月日

平成4年3月27日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 加 藤 正 信

秋田市御所野元町四丁目5番41号

変更後 杉 山 徳 美

秋田市御所野元町四丁目13番40号

4 変更年月日

平成30年4月25日

5 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第168号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項および第79条第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11および第85条の規定により告示する。

平成30年5月8日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
株式会社 パリエア あきた	パリエア あきた居 宅介護支 援事業所	秋田市川元 開和町1番 35号 東和 ビル2階	平成30年 5月1日	居宅介護支 援
株式会社 大地	デイサー ビス真心	潟上市天王 字追分西2 番地115	平成30年 5月1日	地域密着型 通所介護

秋田市告示第169号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成30年5月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公の施設の名称
秋田市職業訓練センター
- 2 指定管理者
職業訓練法人秋田中央職業訓練協会
- 3 指定管理者の指定年月日
平成26年3月11日
- 4 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名
変更前 播磨屋 隆
変更後 阿 部 文 雄
- 5 変更年月日
平成30年4月20日
- 6 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第170号

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年5月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成30年度介護保険料納入通知書

秋田市告示第171号

次の介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年5月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成30年度分介護保険料督促状

秋田市告示第172号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成30年5月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車

等放置規制区域 3台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5台

(2) 撤去し、保管した年月日
平成30年4月2日から同月30日まで

(3) 返還を行う時間および場所
ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成30年5月23日から同年11月23日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第173号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成30年5月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
茨島七丁目町内会
- 2 認可年月日
平成12年1月28日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 細 谷 敏 夫
秋田市茨島七丁目8番25号
変更後 志 賀 陸 郎
秋田市茨島七丁目12番24号

- 4 変更年月日
平成30年4月15日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第174号

平成30年3月19日付けの地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定に基づく秋田市告示第79号を次のとおり訂正する。

平成30年5月10日

秋田市長 穂 積 志

訂正内容

変更後の名称変更および指定年月日「平成30年4月1日」を「平成30年4月2日」に訂正する。

秋田市告示第175号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成30年5月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公の施設の名称
秋田市太平地区コミュニティセンター
2 指定管理者
太平地区コミュニティセンター管理運営委員会
3 指定管理者の指定年月日
平成30年3月19日
4 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名
変更前 鈴木 嘉重
変更後 利部 周市
5 変更年月日
平成30年5月1日
6 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第176号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年5月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
2 送達する書類
平成29年度および平成30年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第177号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年5月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受ける者の住所および氏名
別紙「平成30年度固定資産税納税通知書公示送達を受けるべき者一覧表」（省略）のとおり
2 送達する書類
平成30年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第178号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定

に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11の規定により告示する。

平成30年5月17日

秋田市長 穂 積 志

Table with 5 columns: 事業者の名称, 事業所の名称, 事業所の所在地, 指定の年月日, サービスの種類. Row 1: 社会福祉法人はまなす会, 特別養護老人ホームラソ茨島, 秋田市茨島六丁目17番11号, 平成30年5月15日, 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

秋田市告示第179号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき、次のとおり、発令した避難勧告を、平成30年5月19日午後6時30分をもって解除したので、同条第5項の規定により告示する。

平成30年5月19日

秋田市長 穂 積 志

発令した日時、解除した住所および世帯数

- 1 平成30年5月18日午後2時5分
秋田市下新城笠岡字堰根 27世帯
下新城岩城字下向 55世帯
下新城岩城字上向 26世帯
下新城岩城字右馬之丞 28世帯
下新城岩城字槻ノ木 19世帯
2 平成30年5月18日午後4時20分
秋田市太平日長崎地区 155世帯
太平中関地区 148世帯
太平山谷地区 186世帯
太平八田地区 336世帯
柳田地区 855世帯
広面字谷内佐渡 321世帯
広面字釣瓶町 380世帯
広面字糠塚 299世帯
3 平成30年5月18日午後5時15分
秋田市金足片田地区 120世帯
金足堀内地区 46世帯
4 平成30年5月18日午後5時40分
秋田市仁井田目長田一丁目 248世帯
仁井田目長田二丁目 70世帯
仁井田目長田三丁目 57世帯
仁井田字新中島 353世帯
仁井田字小中島 93世帯
御野場二丁目 195世帯
御野場七丁目 374世帯
5 平成30年5月18日午後6時5分
秋田市大住一丁目 247世帯
大住二丁目 378世帯
大住三丁目 351世帯
仁井田福島一丁目 508世帯
仁井田福島二丁目 118世帯
仁井田二ツ屋一丁目 269世帯
仁井田二ツ屋二丁目 483世帯
仁井田緑町 27世帯
仁井田潟中町 319世帯

仁井田露見町	183世帯
牛島東四丁目	428世帯
牛島東五丁目	359世帯
牛島東六丁目	366世帯
牛島東七丁目	625世帯
牛島西二丁目	960世帯
牛島西三丁目	498世帯
牛島西四丁目	461世帯
牛島南一丁目	289世帯
牛島南二丁目	265世帯
牛島字東潟敷	152世帯

6 平成30年5月18日午後9時30分

秋田市榎山太田町	261世帯
横森一丁目	360世帯
横森四丁目	353世帯
横森五丁目	431世帯

合計13,082世帯

秋田市告示第180号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年5月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別別紙（省略）のとおり

秋田市告示第181号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年5月22日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
訪問介護サービス太陽	秋田市高陽青柳町9番20号	平成30年4月15日
玉木デンタルクリニック	秋田市旭南三丁目2番73号	平成30年4月1日
パリエアあきた居宅介護支援事業所	秋田市川元開和町1番35号 東和ビル2階	平成30年5月1日

特別養護老人ホーム ラッ茨島	秋田市茨島六丁目17番11号	平成30年5月15日
-------------------	----------------	------------

2 変更

	事業所名称	所在地	変更年月日
旧	あおぞらケアプランセンター	秋田市大住三丁目5番36号	平成30年4月1日
新		秋田市仁井田字西潟敷417番地	

3 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
介護支援金寿園	秋田市飯島緑丘町23番32号	平成30年3月31日
ケアぶん館ほっと・サポート	秋田市外旭川八柳三丁目10番6号	平成30年3月24日
訪問介護いずみ	秋田市外旭川字三千刈114番地1	平成30年3月31日
ケアセンター亀はうす	秋田市下北手松崎字岩瀬163番地1	平成30年3月31日

秋田市告示第182号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年5月22日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
なかいちキッズワールドデンタルクリニック	秋田市中通一丁目4番4号 タワー中通1階	平成30年4月1日
山王大通り歯科	秋田市山王二丁目1番53号 秋田山王21ビル202号室	平成30年5月1日
城東スポーツ整形クリニック	秋田市中通七丁目1番3号	平成30年5月2日
神眼科クリニック	秋田市広面字近藤堰越4番地1	平成30年5月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
ひかる薬局	秋田市外旭川字三後田20番地1	平成30年5月1日

秋田市告示第183号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定

により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成30年 5月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
緑町町内会
- 2 認可年月日
平成10年 6月 5日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 伊 藤 正 市
秋田市土崎港相染町字中谷地31番地 2
変更後 柴 田 俊 一
秋田市土崎港相染町字浜ナシ山 2 番地86
- 4 変更年月日
平成30年 4月29日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第184号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成30年 5月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
平尾島自治会
- 2 認可年月日
平成23年 6月30日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 鎌 田 長 男
秋田市雄和平尾島字金井田70番地
変更後 鎌 田 昭 彦
秋田市雄和平尾島字金井田71番地
- 4 変更年月日
平成30年 4月 8日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第185号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成30年 5月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
梨平町内会
- 2 認可年月日
平成10年 1月20日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 長谷部 宣 治
秋田市下北手梨平字梨平102番地
変更後 田 口 英 市
秋田市下北手梨平字梨平54番地
- 4 変更年月日
平成29年 3月 5日

- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第186号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成30年 5月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
緑町町内会
- 2 認可年月日
平成10年 6月 5日
- 3 変更があった事項およびその内容
規約に定める区域
規約第3条別表の一部を次のように改める。

字名	相染町字中谷地	
番地	3番	
	9	54
	11	56
	14	63
	27	65
	31	70
	34	71
	36	76
	37	81
	39	82
	44	88
	45	169
	48	174

- 4 変更年月日
平成30年 5月22日
- 5 変更の理由
規約に定める区域の変更による

秋田市告示第187号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。
平成30年 5月28日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年 月 日
第 7 号	ひろおもて調剤薬局	秋田市広面字谷地沖27番地 3	平成30年 6月 1日
第 9 号	たんぼぼ薬局	秋田市新屋松美ガ丘東町 2 番11号	

第10号	オレンジ薬局	秋田市中通四丁目1番2号
第11号	ほどの薬局	秋田市保戸野八丁2番10号
第12号	勝又薬局	秋田市横森三丁目1番4号
第13号	かりほ橋薬局	秋田市榎山登町5番24号
第14号	本山町薬局	秋田市土崎港中央四丁目6番28号
第15号	みその薬局	秋田市八橋本町五丁目8番31号
第16号	やよい薬局	秋田市旭北栄町5番18号
第17号	しょうぐんの薬局	秋田市将軍野南一丁目10番60号
第23号	薬局エール自衛隊通店	秋田市土崎港東四丁目4番68号
第24号	中通薬局	秋田市中通六丁目1番24号
第25号	中通よつば薬局	秋田市中通六丁目7番17号
第27号	すばる薬局	秋田市土崎港中央六丁目2番1号
第29号	外屋薬局ひがし店	秋田市土崎港東三丁目2番23号
第30号	マリン薬局	秋田市土崎港相染町字大谷地36番地38
第31号	矢野薬局	秋田市泉中央五丁目18番12号
第32号	雄和薬局	秋田市雄和妙法字上大部133番地3
第35号	みわ薬局	秋田市八橋三和町13番16号
第36号	調剤薬局ほっと	秋田市土崎港中央五丁目6番26号
第37号	グリム薬局	秋田市中通五丁目7番40号
第38号	小町堂薬局	秋田市御野場二丁目13番11号
第39号	仁井田薬局	秋田市仁井田新田二丁目15番24号
第40号	キャッスル調剤薬局	秋田市中通一丁目3番5号 キャッスルホテル2F
第41号	有限会社とざわ薬局	秋田市横森五丁目20番23号

第42号	調剤薬局ツルハド ラッグ東通店	秋田市東通八丁目1番31号
------	--------------------	---------------

秋田市告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成30年5月29日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

整理番号	旧新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
20669	旧	二ツ屋一丁目9号線	秋田市仁井田二ツ屋一丁目242番4地先 秋田市仁井田二ツ屋一丁目247番7地先	110.20	4.40 ～ 5.50
	新	二ツ屋一丁目9号線	秋田市仁井田二ツ屋一丁目242番4地先 秋田市仁井田二ツ屋一丁目248番6地先	116.20	4.40 ～ 5.40

2 区域変更および供用開始の期日

平成30年5月29日

3 縦覧期間

平成30年5月29日から同年6月15日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第189号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成30年5月29日

秋田市長 穂 積 志

医 師 氏 名	医療機関名 および 診 療 科 名	辞 退 す る 障 害 分 野	辞退年月日 および 辞 退 理 由
田 邊 淳	秋田県立脳血管研究センター 脳神経外科	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声又は言語機能障害 肢体不自由	平成30年4月1日 秋田県外の医療機関へ勤務するため

前 田 匡 輝	秋田県立脳血管研究センター 脳神経外科	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声又は言語機能障害 肢体不自由	平成30年4月1日 秋田県外の医療機関へ勤務するため
---------	------------------------	---	-------------------------------

秋田市告示第190号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市職員録の販売および販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年5月30日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市山王一丁目1番1号	ローソン 秋田市役所店 加 藤 喜久代

秋田市告示第191号

平成30年6月7日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。
平成30年5月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第192号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、平成30年の特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成30年5月31日

秋田市長 穂 積 志

1 検査の区域、期日、時間および場所

検査地区	検査月日	曜日	時 間	場 所
寺内	7月2日	月	10時00分～11時30分	寺内地区コミュニティセンター
将軍野・土崎港（東）	7月2日	月	13時30分～15時30分	将軍野地区コミュニティセンター
土崎港（中央・相染）	7月3日	火	10時00分～15時30分	北部市民サービスセンター
土崎港（西・南・北）	7月4日	水	10時00分～15時30分	北部市民サービスセンター
金足・下新城・上新城	7月17日	火	10時00分～11時30分	下新城交流センター
飯島	7月17日	火	13時30分～15時30分	飯島地区コミュニティセンター
添川・仁別・山内・旭川	7月18日	水	10時00分～11時30分	明德地区コミュニティセンター
広面・柳田・下北手・太平	7月18日	水	13時30分～15時30分	下北手地区コミュニティセンター
大住・仁井田 御野場・御所野 四ツ小屋・上北手	7月19日	木	10時00分～15時30分	南部市民サービスセンター
公設地方卸売市場	7月20日	金	9時30分～11時30分	秋田市公設地方卸売市場
外旭川	7月20日	金	13時30分～15時30分	外旭川地区コミュニティセンター
下浜	7月23日	月	10時00分～11時30分	下浜地区コミュニティセンター
勝平・向浜	7月23日	月	13時30分～15時30分	勝平地区コミュニティセンター
新屋・浜田・豊岩	7月27日	金	10時00分～15時30分	西部市民サービスセンター
雄和	8月6日	月	10時00分～15時30分	雄和市民サービスセンター
河辺	8月7日	火	10時00分～15時30分	河辺市民サービスセンター

2 計量器の所在の場所で行う検査の時期は、平成30年9月7日から同年10月31日までとする。

3 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条の規定により計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、受検希望期日を選定して申請することとする。

4 計量法第19条第1項の規定により定期検査を受けなければならない特定計量器は、計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に定めるものとする。

5 特定計量器の定期検査を実施する指定定期検査機関は、一般社団法人秋田県計量協会とする。

2 認可年月日

平成11年1月27日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 工 藤 幸 彦

秋田市濁川字家ノ前1番地2

変更後 近 藤 新 助

秋田市添川字境内川原72番地25

4 変更年月日

平成30年4月22日

5 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第193号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成30年5月31日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

秋田温泉地区新栄町町内会

教 委 告 示

秋田市教委告示第8号

平成30年5月25日午後2時30分秋田市役所5階5-A会議室に

教育委員会定例会を招集する。

平成30年 5月22日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤孝哉

付議案件

- 1 秋田市立小、中学校通学区域の一部を改正する件
- 2 不服申立てに係る代理人の選任について承認を求める件

秋田市教委告示第9号

秋田市立小、中学校通学区域の一部を改正する件

秋田市立小、中学校通学区域の一部を次のように改正する。

平成30年 5月29日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤孝哉

秋田市立小、中学校通学区域の一部を次のように改正する。

秋田市立小学校通学区域表の上北手小学校の表山手台の項の次に次のように加える。

南ヶ丘	一丁目、二丁目、三丁目
-----	-------------

秋田市立中学校通学区域表の城南中学校の表山手台の項の次に次のように加える。

南ヶ丘	一丁目、二丁目、三丁目
-----	-------------

附 則

施行期日は、平成30年 6月 1日とする。

選 管 告 示

秋市選管告示第3号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第6条第1項の規定に基づき、河辺土地改良区総代の任期満了による総選挙を次のとおり行うことと定めたので、同条第3項および第4項の規定により告示する。

平成30年 5月10日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古谷 薫

- 1 選挙の期日
平成30年 5月17日
- 2 投票の時間
午前9時から午後3時まで
- 3 選挙すべき総代の数
32人

秋市選管告示第4号

平成30年 5月17日執行の河辺土地改良区総代総選挙において、当選した者の住所および氏名は次のとおりであるので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

平成30年 5月18日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古谷 薫

当選人一覧

No.	氏 名	住 所
1	伊藤正勝	秋田県秋田市河辺松測字沼袋39番地2
2	田近一男	秋田県秋田市河辺和田字坂本南330番地1
3	細谷金照	秋田県秋田市河辺和田字坂本北293番地2
4	熊谷好徳	秋田県秋田市河辺和田字坂本北314番地
5	佐々木幸	秋田県秋田市河辺北野田高屋字前田15番地1
6	小松慶勝	秋田県秋田市河辺松測字川原田28番地3
7	佐々木豊	秋田県秋田市河辺松測字捨り水8番地
8	熊谷芳彦	秋田県秋田市河辺北野田高屋字榊表31番地
9	齊藤学	秋田県秋田市河辺北野田高屋字茱萸野46番地1
10	藤田富英	秋田県秋田市河辺戸島字本町241番地
11	佐々木義廣	秋田県秋田市河辺大沢字中田69番地
12	佐々木金満	秋田県秋田市河辺赤平字境田81番地
13	石井幸生	秋田県秋田市河辺和田字式田下袋33番地2
14	三浦肇	秋田県秋田市河辺和田字石川河原157番地
15	五十嵐仁	秋田県秋田市河辺和田字和田120番地1
16	今野政春	秋田県秋田市河辺和田字和田136番地1
17	菅原久雄	秋田県秋田市河辺赤平字中村50番地
18	菅原豊志	秋田県秋田市河辺赤平字小曾根51番地6
19	高橋幸夫	秋田県秋田市河辺諸井字下諸井84番地
20	田近善壽	秋田県秋田市河辺諸井字下川原200番地
21	高橋一敏	秋田県秋田市河辺諸井字大部21番地2
22	進藤菊男	秋田県秋田市河辺諸井字上諸井13番地
23	後藤章	秋田県秋田市河辺諸井字野田16番地
24	渡部與市	秋田県秋田市河辺諸井字山根137番地24
25	佐々木信孝	秋田県秋田市河辺諸井字大部280番地3
26	鈴木清博	秋田県秋田市河辺諸井字山根100番地
27	佐々木紘三	秋田県秋田市河辺高岡字山根84番地
28	佐々木浩	秋田県秋田市河辺高岡字川原田14番地

29	佐々木 泰 治	秋田県秋田市河辺高岡字河原田下段413番地
30	菅 原 正 已	秋田県秋田市河辺赤平字小曾根51番地 1
31	鈴 木 久 美	秋田県秋田市河辺松測字松測49番地 2
32	鈴 木 善 博	秋田県秋田市河辺和田字和田112番地

秋市選管告示第 5 号

平成30年 5 月17日執行の河辺土地改良区総代総選挙において、当選人に当選証書を付与したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第 2 項の規定により、当選人の住所および氏名を次のとおり告示する。

平成30年 5 月18日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫
当選人一覧

No.	氏 名	住 所
1	伊 藤 正 勝	秋田県秋田市河辺松測字沼袋39番地 2
2	田 近 一 男	秋田県秋田市河辺和田字坂本南330番地 1
3	細 谷 金 照	秋田県秋田市河辺和田字坂本北293番地 2
4	熊 谷 好 徳	秋田県秋田市河辺和田字坂本北314番地
5	佐々木 幸	秋田県秋田市河辺北野田高屋字前田15番地 1
6	小 松 慶 勝	秋田県秋田市河辺松測字川原田28番地 3
7	佐々木 豊	秋田県秋田市河辺松測字捨り水8番地
8	熊 谷 芳 彦	秋田県秋田市河辺北野田高屋字榑表31番地
9	齊 藤 學	秋田県秋田市河辺北野田高屋字茱萸野46番地 1
10	藤 田 富 英	秋田県秋田市河辺戸島字本町241番地
11	佐々木 義 廣	秋田県秋田市河辺大沢字中田69番地
12	佐々木 金 満	秋田県秋田市河辺赤平字境田81番地
13	石 井 幸 生	秋田県秋田市河辺和田字式田下袋33番地 2
14	三 浦 肇	秋田県秋田市河辺和田字石川河原157番地

15	五十嵐 仁	秋田県秋田市河辺和田字和田120番地 1
16	今 野 政 春	秋田県秋田市河辺和田字和田136番地 1
17	菅 原 久 雄	秋田県秋田市河辺赤平字中村50番地
18	菅 原 豊 志	秋田県秋田市河辺赤平字小曾根51番地 6
19	高 橋 幸 夫	秋田県秋田市河辺諸井字下諸井84番地
20	田 近 善 壽	秋田県秋田市河辺諸井字下川原200番地
21	高 橋 一 敏	秋田県秋田市河辺諸井字大部21番地 2
22	進 藤 菊 男	秋田県秋田市河辺諸井字上諸井13番地
23	後 藤 章	秋田県秋田市河辺諸井字野田16番地
24	渡 部 與 市	秋田県秋田市河辺諸井字山根137番地 24
25	佐々木 信 孝	秋田県秋田市河辺諸井字大部280番地 3
26	鈴 木 清 博	秋田県秋田市河辺諸井字山根100番地
27	佐々木 紘 三	秋田県秋田市河辺高岡字山根84番地
28	佐々木 浩	秋田県秋田市河辺高岡字川原田14番地
29	佐々木 泰 治	秋田県秋田市河辺高岡字河原田下段413番地
30	菅 原 正 已	秋田県秋田市河辺赤平字小曾根51番地 1
31	鈴 木 久 美	秋田県秋田市河辺松測字松測49番地 2
32	鈴 木 善 博	秋田県秋田市河辺和田字和田112番地

河 選 挙 長 告 示

河選挙長告示第 2 号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第17条の 3 第 1 項の規定に基づき、平成30年 5 月17日執行の河辺土地改良区総代総選挙における候補者の届出があったので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成30年 5 月11日

河辺土地改良区総代総選挙
選挙長 高 橋 一 義

候補者一覧

受付番号	届出年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職業
1	平成30年 5 月10日	伊 藤 正 勝	男	秋田県秋田市河辺松測字沼袋39番地 2	昭和32年 7 月21日	会社員
2	平成30年 5 月10日	田 近 一 男	男	秋田県秋田市河辺和田字坂本南330番地 1	昭和17年 9 月 9 日	農業

3	平成30年 5月10日	細 谷 金 照	男	秋田県秋田市河辺和田字坂本北293番地 2	昭和18年10月21日	農業
4	平成30年 5月10日	熊 谷 好 徳	男	秋田県秋田市河辺和田字坂本北314番地	昭和29年 3 月14日	農業
5	平成30年 5月10日	佐々木 幸	男	秋田県秋田市河辺北野田高屋字前田15番地 1	昭和12年12月18日	農業
6	平成30年 5月10日	小 松 慶 勝	男	秋田県秋田市河辺松測字川原田28番地 3	昭和18年 1 月27日	農業
7	平成30年 5月10日	佐々木 豊	男	秋田県秋田市河辺松測字捨り水 8 番地	昭和26年 1 月28日	農業
8	平成30年 5月10日	熊 谷 芳 彦	男	秋田県秋田市河辺北野田高屋字榑表31番地	昭和33年 1 月 3 日	兼業農家
9	平成30年 5月10日	齊 藤 學	男	秋田県秋田市河辺北野田高屋字茱萸野46番地 1	昭和21年 9 月20日	農業
10	平成30年 5月10日	藤 田 富 英	男	秋田県秋田市河辺戸島字本町241番地	昭和28年 3 月 3 日	農業
11	平成30年 5月10日	佐々木 義 廣	男	秋田県秋田市河辺大沢字中田69番地	昭和22年10月14日	農業
12	平成30年 5月10日	佐々木 金 満	男	秋田県秋田市河辺赤平字境田81番地	昭和26年 1 月28日	農業
13	平成30年 5月10日	石 井 幸 生	男	秋田県秋田市河辺和田字式田下袋33番地 2	昭和28年 3 月10日	農業
14	平成30年 5月10日	三 浦 肇	男	秋田県秋田市河辺和田字石川河原157番地	昭和28年 2 月26日	農業
15	平成30年 5月10日	五十嵐 仁	男	秋田県秋田市河辺和田字和田120番地 1	昭和27年11月18日	農業
16	平成30年 5月10日	今 野 政 春	男	秋田県秋田市河辺和田字和田136番地 1	昭和24年 3 月24日	大工
17	平成30年 5月10日	菅 原 久 雄	男	秋田県秋田市河辺赤平字中村50番地	昭和25年 2 月28日	農業
18	平成30年 5月10日	菅 原 豊 志	男	秋田県秋田市河辺赤平字小曾根51番地 6	昭和42年12月12日	会社員
19	平成30年 5月10日	高 橋 幸 夫	男	秋田県秋田市河辺諸井字下諸井84番地	昭和29年 5 月 6 日	農業
20	平成30年 5月10日	田 近 善 壽	男	秋田県秋田市河辺諸井字下川原200番地	昭和17年 9 月27日	農業
21	平成30年 5月10日	高 橋 一 敏	男	秋田県秋田市河辺諸井字大部21番地 2	昭和30年 9 月 9 日	農業
22	平成30年 5月10日	進 藤 菊 男	男	秋田県秋田市河辺諸井字上諸井13番地	昭和22年 1 月 7 日	農業
23	平成30年 5月10日	後 藤 章	男	秋田県秋田市河辺諸井字野田16番地	昭和24年 3 月16日	農業
24	平成30年 5月10日	渡 部 與 市	男	秋田県秋田市河辺諸井字山根137番地24	昭和17年 3 月 7 日	農業
25	平成30年 5月10日	佐々木 信 孝	男	秋田県秋田市河辺諸井字大部280番地 3	昭和16年 5 月26日	農業
26	平成30年 5月10日	鈴 木 清 博	男	秋田県秋田市河辺諸井字山根100番地	昭和32年 5 月 1 日	農業
27	平成30年 5月10日	佐々木 紘 三	男	秋田県秋田市河辺高岡字山根84番地	昭和19年 1 月 1 日	農業
28	平成30年 5月10日	佐々木 浩	男	秋田県秋田市河辺高岡字川原田14番地	昭和35年 5 月11日	農業
29	平成30年 5月10日	佐々木 泰 治	男	秋田県秋田市河辺高岡字河原田下段413番地	昭和14年11月 1 日	農業
30	平成30年 5月10日	菅 原 正 巳	男	秋田県秋田市河辺赤平字小曾根51番地 1	昭和25年 2 月21日	農業
31	平成30年 5月11日	鈴 木 久 美	男	秋田県秋田市河辺松測字松測49番地 2	昭和28年 2 月15日	会社員

32	平成30年 5月11日	鈴木善博	男	秋田県秋田市河辺和田字和田112番地	昭和28年2月2日	農業
----	----------------	------	---	--------------------	-----------	----

河選挙長告示第3号

平成30年5月17日執行の河辺土地改良区総代総選挙について、届出のあった候補者が32人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成30年5月11日

河辺土地改良区総代総選挙
選挙長 高橋 一 義

河選挙長告示第4号

平成30年5月17日執行の河辺土地改良区総代総選挙における選挙会の場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成30年5月11日

河辺土地改良区総代総選挙
選挙長 高橋 一 義

1 場所

秋田市河辺和田字上中野184番地2
河辺土地改良区事務所

2 日時

平成30年5月18日 午後2時から

農 委 告 示

秋田市農委告示第5号

平成30年5月17日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成30年5月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 2 農地法第4条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 3 農用地利用集積計画（平成30年度第2号）に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件（1件）

監 査 委 告 示

秋田市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

平成30年5月31日

秋田市監査委員 藤 井 英 雄
秋田市監査委員 高 井 宏 司
秋田市監査委員 小 松 健
秋田市監査委員 三 浦 清

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所
河野隆治
秋田県秋田市泉中央一丁目7番24号

木下 哲

東京都荒川区荒川一丁目7番6号

守泉 誠

東京都世田谷区成城八丁目15番7号 成城キャッスルI-107

鈴木 崇大

青森県弘前市大字城南五丁目3番地21

菅 希代美

秋田県湯沢市秋ノ宮字夜牛266番地

- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成30年6月1日から平成31年3月31日まで

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第9号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道整備課において一般の縦覧に供する。

平成30年5月7日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

- 1 供用および下水の処理を開始すべき年月日
平成30年5月22日
- 2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域別紙（省略）のとおり
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別分流式
- 5 終末処理場の位置および名称
別紙（省略）のとおり
- 6 縦覧場所の住所
秋田市川尻みよし町14番8号
- 7 縦覧の期間

平成30年5月7日から同月21日まで（土曜日および日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

秋田市上下水道局告示第10号

平成30年4月1日付けの地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定に基づく秋田市上下水道局告示第7号を次のとおり訂正する。

平成30年5月14日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

訂正内容

変更年月日「平成30年4月1日」を「平成30年4月2日」に訂正する。

秋田市上下水道局告示第11号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を

受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成30年5月21日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
緑住設	目黒清春	秋田市飯島緑丘町1番16号

2 廃止年月日

平成30年5月17日

消 防 本 部 告 示

秋田市消防本部告示第1号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年5月8日

秋田市消防長 佐 藤 好 幸 記

催しの開催場所	本町通り、中央通りおよび土崎神明社周辺
催しの名称	土崎港曳山まつり
催しの開催期間	平成30年7月20日（金）および21日（土）

秋田市消防本部告示第2号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年5月8日

秋田市消防長 佐 藤 好 幸 記

催しの開催場所	竿燈大通り周辺、秋田市役所市民の広場および産業会館跡地
催しの名称	秋田竿燈まつり
催しの開催期間	平成30年8月2日（木）前夜祭 平成30年8月3日（金）から同月6日（月）まで

秋田市消防本部告示第3号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年5月15日

秋田市消防長 佐 藤 好 幸 記

催しの開催場所	雄物川河川敷 （秋田大橋からJR羽越本線鉄橋まで）
催しの名称	第31回秋田市夏まつり雄物川花火大会
催しの開催期間	平成30年8月11日（土） ※ 延期した場合は、延期した日とする。

公 告

秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成30年5月10日

秋田市長 穂 積 志

1 公売財産の内容

別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり

2 公売日時

(1) 参加申込期間

平成30年5月25日（金）午後1時から同年6月11日（月）午後11時まで

(2) 入札期間

平成30年6月18日（月）午後1時から同月20日（水）午後11時まで

(3) 開札

平成30年6月21日（木）午前10時

3 公売場所

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ

(<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>)

4 公売方法

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札

5 売却決定日時

平成30年6月21日（木）午前10時

6 売却決定場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市企画財政部特別滞納整理課

7 買受代金納付期限

平成30年6月28日（木）午後2時30分

8 買受人についての資格その他の要件

地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。

9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。

10 権利移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

11 危険負担移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

12 権利移転に伴う費用

公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。

13 消費税等の取扱い

見積価額、最高価申込価額および落札価額には、消費税相当額を含む。

14 その他

(1) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。

(2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。

(3) いかなる理由があっても、引渡財産の返品はできない。

(4) 秋田市は、瑕疵担保責任を負わない。

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成30年5月17日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
イオンモール株式会社 代表取締役 吉 田 昭 夫
千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 イオンモール秋田
所在地 秋田市御所野地蔵田一丁目1番地1
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり
- (4) 変更年月日 平成30年4月30日
- (5) 変更理由
リニューアルによるテナント入替えのため

2 届出年月日

平成30年5月16日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所 秋田市産業振興部商工貿易振興課
- (2) 縦覧期間 平成30年5月17日から同年9月17日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

平成30年3月30日付けて公告した平成30年度の定期的予防接種について、予防接種を行う協力を承諾した医師に変更があったため、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年5月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 予防接種を行う協力を承諾した医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および追加する予防接種の種類
別表1のとおり
- 2 予防接種を行う承諾を撤回した医師の氏名、予防接種を行っていた主たる場所および撤回した予防接種の種類
別表2のとおり

別表1

主たる場所 (医療機関名)	所在地	医師の氏名	追加する予防接種の種類														
			四種混合	三種混合	二種混合	不活化ポリオ	麻しん風しん混合	麻しん単抗原	風しん単抗原	日本脳炎	結核（BCG）	Hib感染症	小児の肺炎球菌	HPV感染症	水痘	B型肝炎	高齢者の肺炎球菌
木曽医院	秋田市外旭川字八幡田10番地6	木曽 博典															○
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	千田 佳史															○
		國分 康平															○
中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	石野 寛和	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		猪股 美結	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		今井 友佳子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		尾野 祐一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		喜早 佑介	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		鈴木 哲哉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		鈴木 悠也	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

		橋本 眞子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		橋本 正治	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		林 桃子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		古山 陽佑	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		堀江 祐紀	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		渡辺 学	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		吉田 晃紘	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7番5号	安宅 慶一郎																	○		
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	阿部 咲子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		篠原 良徳	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		戸村 八蓉生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		松田 芳教	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		高橋 和江	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		栗原 由騎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		久保 恭平	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		中村 久美子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		多田 爲久子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		仙場 志保	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		福永 宏隆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		泉澤 紗弥香	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		猪俣 拓海	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		工藤 千晶	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		小松田 恵理子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐々木 直人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
佐藤 晴香	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
柴田 菜那	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
藤田 美咲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
村澤 映見佳	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

別表 2

主たる場所 (医療機関名)	所在地	医師の氏名	撤回する予防接種の種類																
			四種混合	三種混合	二種混合	不活化ポリオ	麻しん風しん混合	麻しん単抗原	風しん単抗原	日本脳炎	結核(BCG)	Hib感染症	小児の肺炎球菌	HPV感染症	水痘	B型肝炎	高齢者の肺炎球菌		
わたぬき小児科医院	秋田市広面字谷地田33番地 3	綿貫 桃代	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6 番10号	田邊 淳															×		
		前田 匡輝															×		
中通総合病院	秋田市南通みその町 3 番15号	五十嵐 駿	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
		石橋 恭太	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
		伊藤 尚武	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
		新田 悠介	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
		畠山 雄二	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
		藤島 悟志	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
		村田 昇平	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
		矢野 直志	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
		横山 直弘	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		粟崎 博	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		吉田 晃平	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		加藤 俊祐	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		菊谷 祥博	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		栗原 伸泰	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
佐藤 誠	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
佐藤 雅洋	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
高橋 誠	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	八木澤 究	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
		瀬川 豊人	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
		小峰 直樹	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
		今村 専太郎	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
		菅原 多恵	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

	高橋 侑也	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	東海林 怜	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	山口 歩子	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	藤島 綾香	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	松田 光世	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	所澤 剛	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	青山 有	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	阿部 茜	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	高橋 凧	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	舟坂 穂希	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の秋田農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成30年5月23日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成30年度第2号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成30年5月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

秋田市交通系ICカード導入・運用実態等調査業務委託について

て公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成30年5月25日

秋田市長 穂 積 志

1 業務概要

(1) 業務名

秋田市交通系ICカード導入・運用実態等調査業務委託

(2) 業務期間

契約締結日から平成30年12月28日まで

(3) 業務規模

本業務の参考業務規模は、6,274,800円（消費税および地方消費税を含む。）以内とする。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 秋田市内に本社、支社、支店又は営業所等を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 秋田市測量・建設コンサルタント等登録業者で、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定により、「都市計画及び地方計画」部門に登録されていること。

(4) 過去に、交通系ICカード又はバス交通の調査・検討・分析等に関する業務を受託し、これをすべて誠実に履行した実績（平成20年4月1日から平成30年3月31日の間に完了した業務実績）を有する者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(6) 国および本市を含む地方公共団体から製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、公告の日から特定結果の通知の日までの期間内に受けていないこと。

(7) 経営者、役員又は経営に事実上参加している者が、集团的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。

3 手続等

(1) 実施要領の交付

ア 交付期間

平成30年5月25日（金）から平成30年6月4日（月）まで

イ 交付方法

実施要領は、交通政策課ホームページからの入手を原則とする（<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/05kotu/default.htm>）。また、希望者には交通政策課においても直接交付する（直接交付は、土曜日および日曜日を除く平日の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。）。

(2) 参加表明書の提出

ア 提出期限

平成30年6月4日（月）午後5時

イ 提出場所

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課（秋田市役所4階）
電話番号 018-888-5766
FAX 018-888-5767
電子メール ro-urtp@city.akita.lg.jp

ウ 提出方法

持参（土曜日および日曜日を除く平日の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）によること。郵送の場合は、必ず電話にて確認すること。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出期限

平成30年6月28日（木）午後5時

イ 提出場所

3の(2)のイに同じ

ウ 提出方法

3の(2)のウに同じ

4 審査等

(1) 参加表明書を提出した者のうちから、秋田市交通系ICカード導入・運用実態等調査業務委託に関する公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において書類審査を行い、企画提案書の提出を要請する者の選定を行う。

(2) 企画提案書を提出した者のうちから、審査委員会において企画提案書およびヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて市長が本業務における業務請負予定者を特定する。

5 その他

(1) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等本プロポーザルに要する一切の費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、返却しない。

(3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

(4) 提出された書類等は、審査および説明の目的にその写しを作成し使用することができるものとする。

(5) 提出された書類等は、公平性、透明性および客観性を期すため、公表することがある。

(6) 前号により公表する場合は、提出書類等の写しを作成し、使用することができるものとする。

(7) 企画提案書、見積書の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。

(8) 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。

選 管 公 告

秋市選管公告

平成29年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況は別紙のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により公告する。

平成30年5月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

平成29年度における秋田市選挙人名簿抄本閲覧状況

1

閲覧の年月日	平成29年5月29日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今 川 和 信
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市中通5丁目1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第9、10、79投票区の 選挙人名簿登録者

2

閲覧の年月日	平成29年6月9日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今 川 和 信
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市中通5丁目1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第9、10、79投票区の 選挙人名簿登録者

3

閲覧の年月日	平成29年7月3日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今 川 和 信
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市中通5丁目1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第6投票区の選挙人名簿登録者

4

閲覧の年月日	平成29年7月31日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川和信
申出者が法人である場合に あっては、その主たる事務 所の所在地	秋田市中通5丁目1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第6、9、10、79投票 区の選挙人名簿登録者

5

閲覧の年月日	平成29年8月22日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川和信
申出者が法人である場合に あっては、その主たる事務 所の所在地	秋田市中通5丁目1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第55、58、59、85投票 区の選挙人名簿登録者

6

閲覧の年月日	平成29年8月29日
申出者の氏名	一般社団法人中央調査社 会長 大室真生
申出者が法人である場合に あっては、その主たる事務 所の所在地	東京都中央区銀座6-16-12
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論 調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第1投票区の選挙人名 簿登録者

7

閲覧の年月日	平成29年9月5日
申出者の氏名	一般社団法人共同通信社 社長 福山正喜
申出者が法人である場合に あっては、その主たる事務 所の所在地	東京都港区東新橋1-7-1
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論 調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第7、10、27、42、53、 75、80投票区の選挙人名簿登 録者

8

閲覧の年月日	平成29年9月6日
申出者の氏名	毎日新聞社 代表取締役 社長 丸山昌宏

申出者が法人である場合に あっては、その主たる事務 所の所在地	東京都千代田区一ツ橋1-1- 1
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論 調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第36投票区の選挙人名 簿登録者

9

閲覧の年月日	平成29年9月7日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川和信
申出者が法人である場合に あっては、その主たる事務 所の所在地	秋田市中通5丁目1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第9、10、79投票区の 選挙人名簿登録者

10

閲覧の年月日	平成29年9月21日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川和信
申出者が法人である場合に あっては、その主たる事務 所の所在地	秋田市中通5丁目1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第9、10、79投票区の 選挙人名簿登録者

11

閲覧の年月日	平成29年11月15日
申出者の氏名	一般社団法人中央調査社 会長 大室真生
申出者が法人である場合に あっては、その主たる事務 所の所在地	東京都中央区銀座6-16-12
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論 調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第79投票区の選挙人名 簿登録者

12

閲覧の年月日	平成29年11月28日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川和信
申出者が法人である場合に あっては、その主たる事務 所の所在地	秋田市中通5丁目1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第9、10、52、54、55、 56、79投票区の選挙人名簿登 録者

13

閲覧の年月日	平成29年12月13日
申出者の氏名	公益財団法人明るい選挙推進協会 会長 佐々木 毅
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都千代田区一番町13-3
利用目的の概要	政治・選挙に関する統計調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第62投票区の選挙人名簿登録者

14

閲覧の年月日	平成29年12月19日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市中通5丁目1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第9、10、79投票区の選挙人名簿登録者

15

閲覧の年月日	平成30年1月11日
申出者の氏名	幸福実現党秋田県本部 代表 佐藤 純郎
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市八橋三和町1-26
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第1～4、7～9、11、12、14、16～19、27、28、38、40、47、51、52、54、55、57～60、65、74、75、78、85、88投票区の選挙人名簿登録者

16

閲覧の年月日	平成30年1月12日
申出者の氏名	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役 鈴木 稲博
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区日本橋本町2-7-1
利用目的の概要	政治・選挙に関する学術研究の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第3投票区の選挙人名簿登録者

17

閲覧の年月日	平成30年1月12日
申出者の氏名	幸福実現党秋田県本部 代表 佐藤 純郎

申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市八橋三和町1-26
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第1、3、4、7、8、10～14、17、18、20、27、28、33、34、53～58、72、78、79、84、85、88投票区の選挙人名簿登録者

18

閲覧の年月日	平成30年1月22日
申出者の氏名	株式会社朝日新聞社 代表取締役 社長 渡辺 雅隆
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区築地5-3-2
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第18、55、81投票区の選挙人名簿登録者

19

閲覧の年月日	平成30年2月1日
申出者の氏名	幸福実現党秋田県本部 代表 佐藤 純郎
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市八橋三和町1-26
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第2～5、8～10、13、14、16、18、19、22、27、30、36、37、39～43、46、48、51、52、55～58投票区の選挙人名簿登録者

20

閲覧の年月日	平成30年2月8日
申出者の氏名	幸福実現党秋田県本部 代表 佐藤 純郎
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市八橋三和町1-26
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第59、60、62、63、66、70、72～77、79、80、83～85、87、88、98、111投票区の選挙人名簿登録者

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成30年5月25日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

賦課対象区域

手形字蛇野、手形字十七流（別添図面（省略）に表示された施工箇所を面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）